

亀岡市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

(趣旨)

1. 本要領は、亀岡市が発注する土木工事において、工事現場における熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費の補正を試行するために必要な事項を定めたものである。

2. 用語の定義

(1)真夏日

日最高気温が30度以上の日または環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上または環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が25度以上の場合とする。

(2)工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間(測量や看板の設置など)、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始(12月29日～1月3日)、夏季休暇(8月14日～8月16日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3)真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

真夏日率は小数第2位止め(3位四捨五入)

3. 対象工事等

(1)対象工事

亀岡市が発注する主たる工種が屋外作業である工事、除草・剪定等の土木施設維持管理委託を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期および真夏日から除くものとする。

通年維持工事や緊急対応工事等の工事、営繕工事は対象としない。

(2)対象地域

全ての地域を対象とする。

4. 積算方法等

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正値は、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」および「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

また、補正は変更契約において行う。

(1)補正方法

補正値(%)^{※1} = 真夏日率 × 補正係数^{※2}

※1 補正値(%)は小数第2位止め(3位四捨五入)

※2 補正係数:1.2

(2)現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数^{※3}) + 補正值)

※3 補正係数:地域補正等

(3)施工箇所が点在する工事への適用

点在する施工箇所毎に補正を行う。

5. 気温の計測方法等

(1)計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測箇所を記載する。

気温の計測は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とし、いずれかの数値が基準を上回った場合に真夏日とする。

ただし、これにより難しい場合は、事前に監督職員と協議のうえ、下記観測所以外の観測所の観測結果もしくは施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

〈観測所一覧〉

	観測所名	所在地	緯度経度
1	園部	南丹市園部町黒田	北緯 35 度 6.5 分 東経 135 度 27.3 分

(参考)気温及びWBGTの掲載箇所

気象庁HP <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

環境省HP https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

(2)計測結果の報告

工事打合せ簿により報告を行う。報告時には計測結果の資料を添付することとする。

6. 既契約工事における変更

(1)気温の計測期間

受発注者協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測する。

なお、計測方法については、「5. 気温の計測方法等」に準じること。

7. 対象工事である旨の明示

「8. 特記仕様書の記載例」に基づき、特記仕様書に明示するものとする。

8. 特記仕様書の記載例

【当初から適用する場合】

○. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

2 受注者は現場管理費の補正を希望する場合は、監督職員に試行の実施希望を伝え、施工計画書に本試行工事の工事期間中における真夏日の計測箇所を明示すること。

- 3 本試行は「亀岡市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき実施すること。
- 4 本試行を適用した場合は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算したうえで、設計変更を行う。

【変更契約により適用する場合】

※通知日の時点で稼働中の工事及び、通知日以降の発注で、当初に特記仕様書に記載していなかったもの。

○. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- 2 受注者は現場管理費の補正を希望する場合は、監督職員に試行の実施希望を伝え、工事打合簿に本試行工事の工事期間中における真夏日の計測箇所、基準日を明示すること。
- 3 本試行は、「亀岡市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき実施すること。
- 4 本試行を適用した場合は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算したうえで、設計変更を行う。

附 則

この要領は、令和8年8月1日から施行する。